

令和 6 年度

教職課程

自己点検・評価報告書

駿河台大学

令和 7 年 3 月

駿河台大学 教職課程認定学部・学科（免許校種・教科）一覧

- ・法学部（法律学科（中 社会、高 地理歴史、公民））
- ・経済経営学部（経済経営学科経済と社会コース（中 社会、高 地理歴史、公民））
- ・スポーツ科学部（スポーツ科学科（中 保健体育、高 保健体育））

大学としての全体評価

駿河台大学は、昭和 62（1987）年に「愛情教育」を教育の基本理念として開設した。この理念は、「一人ひとりの夢と個性を尊重し、ともに歩む教育」を意味している。こうした「愛情教育」の理念の下、現在では、5 学部 2 研究科を擁する人文・社会科学系の総合大学として成長し、4,000 名を超える学生が在学している。

本学の教職課程は、大学の開設とともに設置され、令和 6（2024）年度は 450 名を超える学生が教職課程を履修している。

本学は、駿河台大学学則第 2 条の 2 第 1 項に基づき、「教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。」こととしている。平成 9（1997）年度に第 1 回の「自己点検・評価報告書」をとりまとめて以来、これまで概ね隔年ごとに 11 回の自己点検・評価の作業を行い、この間、機関評価の認証評価機関である「公益財団法人大学基準協会」による認証評価を受審し、いずれも「大学基準に適合している」との評価を受けてきた。

教職課程における自己点検・評価については、令和 4（2022）年度から教職課程自己点検・評価の実施を義務とする教育職員免許法施行規則の改正が行われたことを機として、「駿河台大学における教職課程の自己点検・評価 実施方針及び実施手順」を定め、一般社団法人全国私立大学教職課程協会による自己点検・評価の基準領域及び項目に沿った上で、2 年に 1 度行うことを決定した。令和 4（2022）年 3 月には第 1 回目の自己点

検・評価を実施・公表し、この度、第2回目の自己点検・評価を実施した。

第1回目の自己点検・評価報告書では、教職課程として初めての自己点検・評価であることに鑑みて、基準領域及び項目ごとの現状把握を行った上で、本学教職課程の長所や課題を認識することを主な目的とした執筆を心掛けたところであるが、今回の第2回目の自己点検・評価報告書では、第1回目の自己点検・評価報告書で示した項目及び課題等に対して、点検・評価という視点を加えつつ、2年を経過した段階での課題の改善や方向性についても記するよう心掛けた。

なお、前回同様、自己点検・評価報告書の作成に当たっては、教職課程は学科単位に設定されているものであるが、本学の各学部は単学科編成であることから学部単位で記載した。また、本学の教職課程は3学部にまたがっていること、教職課程委員会が全学組織であることから大学全体の状況を主体として記載し、必要に応じて学部レベル、授業科目レベルの現状や特徴を述べることとしている。

駿河台大学

学長 大森一宏

目次

I	教職課程の現況及び特色	1
II	基準領域ごとの教職課程自己点検・評価	2
	基準領域1 教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な 取り組み	4
	基準領域2 学生の確保・育成・キャリア支援	12
	基準領域3 適切な教職課程カリキュラム	20
III	総合評価（全体を通じた自己評価）	31
IV	「教職課程自己点検・評価報告書」作成プロセス	32

I 教職課程の現況及び特色

1 教職課程の現況

- (1) 大学名：駿河台大学
 (2) 学部名：法学部 経済経営学部 スポーツ科学部
 (3) 所在地：埼玉県飯能市阿須 6 9 8
 (4) 教職課程の履修者数及び教員数

① 教職課程の履修者数

課程等 (通学・通信・大学院)

令和 6 年度 (令和 6 年 5 月 1 日現在)

学部	学科名	教科	免許種	教職課程履修者数				合計
				1 年	2 年	3 年	4 年	
法	法律	社会	中学 1 種	12	13	13	10	48
			高校 1 種(地歴)	12	13	13	10	48
			高校 1 種(公民)	12	13	13	10	48
			実数	13	13	15	10	51
経済経営	経済経営学科経済と社会コース	社会	中学 1 種	7	9	1	1	19
			高校 1 種(公民)	7	9	1	1	19
			実数	7	9	1	1	19
スポーツ科学	スポーツ科学	保健体育	中学 1 種	88	99	125	78	390
			高校 1 種	88	99	125	78	390
			実数	90	105	125	78	398

上記の他、科目等履修生 1 名が教職課程科目を履修している。

② 教員数

	教授	准教授	講師	助教	その他
教員数	16	22	5	1	39
備考：					

(5) 卒業者の現況

課程等 (通学・通信・大学院)

令和 5 年度卒業生 (令和 6 年 5 月 1 日現在)

教科	免許種	就職先状況											
		認定こども園		幼稚園		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校	
		正規	他	正規	他	正規	他	正規	他	正規	他	正規	他
社会	社会						1						
	地歴												
	公民												
保健体育	保体(中)						6		3				2
	保体(高)										1		

2 特色

駿河台大学の学士課程は、法学部法律学科、経済経営学部経済経営学科、メディア情報学部メディア情報学科、スポーツ科学部スポーツ科学科、心理学部心理学科の他、令和2（2020）年のスポーツ科学部スポーツ科学科開設に伴い、学生募集を停止した現代文化学部現代文化学科から構成されている。

このうち、教員免許は、法学部法律学科に中学校教諭一種免許状（社会）、高等学校教諭一種免許状（地理歴史ならびに公民）、経済経営学部経済経営学科経済と社会コースに中学校教諭一種免許状（社会）、高等学校教諭一種免許状（公民）、スポーツ科学部スポーツ科学科に中学校教諭一種免許状（保健体育）、高等学校教諭一種免許状（保健体育）の課程が設置されている。なお、令和6

（2024）年度現在、過年度生のみが在籍している現代文化学部現代文化学科には教職課程履修者はいない。

本学の建学の精神は「愛情教育」であり、学則第1条の大学の目的に「広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究するとともに、徹底した人格教育を通して豊かな知的教養と国際的感覚を備えた有為の人材を養成し、学術、文化の向上・普及と併せて人類・社会の発展に寄与すること」を掲げている。そして、それを実現すべく、教育課程の編成・実施方針に基づき、「ディプロマ・ポリシーにて掲げる「駿大社会人基礎力」と専門的知識・技能の活用力を修得させるために、共通教養教育、専門教育の各科目を体系的に配置し、講義科目に加え、4年間を通しての少人数ゼミナール、更にアウトキャンパス・スタディ、アクティブ・ラーニング等の先端的手法を取り入れた授業を開設します」と定めている。

本学の教職課程は、そのカリキュラムを通じて、本学が育成を目指す「広い分野の知識と深い専門の学術」を身につけ、「徹底した人格教育を通して豊かな知的教養と国際的感覚を備えた」人材に、さらに、教育に対する崇高な理念や教育者としての使命感、生徒の発達や学習過程に関する専門知識、教科指導や生徒指

導の専門的スキル等を身につけさせることによって、上記のような今日の教育に求められる教員を養成することを目指すものである。

Ⅱ 基準領域ごとの教職課程自己点検・評価

基準領域 1 教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取り組み

基準項目 1－1 教職課程教育の目的・目標を共有

- ① 教職課程教育の目的・目標を、「卒業認定・学位授与の方針」及び「教育課程編成・実施の方針」等を踏まえて設定し、育成を目指す教師像とともに学生に周知している。
- ② 育成を目指す教師像の実現に向けて、関係教職員が教職課程の目的・目標を共有し、教職課程教育を計画的に実施している。
- ③ 教職課程教育を通して育もうとする学修成果（ラーニング・アウトカム）が、「卒業認定・学位授与の方針」を踏まえて具体的に示されるなど、可視化を図っている。

〔現状〕

① 教職課程の目的・目標の設定について、本学教職課程全体の目的・目標及び 3 ポリシーとの関連は、I－2 特色に記載済みである。また、法学部、経済経営学部、スポーツ科学部とも、学則第 3 条第 2 項の教育目的（資料 1－1－1）を踏まえ、目指す教員像（資料 1－1－2）を策定している。

なお、この間に第 1 回目の自己点検・評価報告書（資料 1－1－3）で課題として挙げた、目指す教員像に教職課程を廃止した学部学科の記載が残っていること及び過去のカリキュラム改革に伴う修正内容の反映についての対応を行うとともに、学生への周知について「教職課程履修ガイド」（資料 1－1－4）に掲載するよう対応を行った。

上記の教育目的や養成する教員像及び 3 ポリシーは大学ホームページにも公開（資料 1－1－2、資料 1－1－5）していることも踏まえ、設定、周知ともに適切に実施していると評価できる。

② 教職課程の目的・目標の共有を通じた教職課程教育の計画的実施について、大学全体レベルでは、全学的に教職課程を実施する組織である教職課程委員会による

年次計画や分担により明示していること（資料 1-1-6）、学生の指導に際して前述の分担により、教職課程の履修計画や学習内容等の指導を行っていること（資料 1-1-7）、教職課程の関係教職員は学生への指導内容を共有したうえで教育や事務に当たっていることが挙げられる。授業科目レベルでは、シラバスや教職課程コアカリキュラム等を通じて、各授業の到達目標や授業計画等の共通理解を図り、授業科目レベルで必要な内容の共通理解を行っており、これらを通して、課題はあるものの概ね適切に行われていると評価できる。

③ 学修成果の把握・可視化については、学位授与方針に掲げる「駿大社会人基礎力」と専門的知識・技能の総合的な活用力の修得状況の判断を、①「駿大社会人基礎力」の到達度の確認、②各科目のシラバスに定める成績評価、③卒業研究又はゼミ研究の成果把握、によって総合的に行うこととしている（資料 1-1-8）。

各授業科目のシラバスに、「到達目標となる駿大社会人基礎力」の欄を設け、「駿大社会人基礎力」15 の能力要素について明示している（資料 1-1-9、資料 1-1-10）。把握として、授業アンケートにて、「駿大社会人基礎力」が当該授業を通じてどの程度身につけてきていると感じるかを確認する設問を設けている（資料 1-1-11）とともに、学修成果の可視化として、学生ポータルサイトに各人の「駿大社会人基礎力」の到達度の確認のため「駿大成長チャートで見る駿大社会人基礎力」となる PROG テストの受験結果をグラフ化して掲載している（資料 1-1-12）。

また、教職課程独自の学修成果の把握及び可視化として「履修カルテ」に、必要な教職科目の履修状況や「授業で学んだことや身についたこと」「残った課題」等を記入させ、各人の履修状況や学修成果等を可視化することで、自己理解の一助となるものである（資料 1-1-13）。これらの取り組みを踏まえ、学修成果の把握・可視化ともに概ね適切であると評価できる。

〔優れた取組〕

本学の教職課程の特色は、建学の精神や大学の目的を受けて設定された教育課程

編成・実施の方針に基づき、大学全体及び各学部の養成すべき教員像を設定していることである。

また、学修成果の把握・可視化として、学士課程科目の全てのシラバスに、学位授与方針に掲げる「駿大社会人基礎力」の 15 の能力要素について、授業科目レベルでの明示を行い、授業アンケートにより、各学生が個々の授業科目について、その結果を把握できるようにするとともに、学生ポータルサイトで各人の「駿大社会人基礎力」の到達度の確認として、「駿大成長チャートで見る駿大社会人基礎力」として、結果グラフを確認できるようにしている。

〔改善の方向性・課題〕

学修成果の把握・可視化について、大学全体レベルでは、駿大社会人基礎力の 15 の能力要素を明示し、PROG テストの受験結果を「駿大成長チャートで見る駿大社会人基礎力」として、把握・可視化しているが、教職課程独自の学修成果の把握及び可視化としては、履修カルテが主体であり、大学全体の方向性と結びついた指標の作成が望まれる。

<根拠となる資料・データ等>

- ・資料 1－1－1：駿河台大学ホームページ 駿河台大学学則 第 3 条第 2 項
- ・資料 1－1－2：駿河台大学ホームページ 教職課程の設置理念
- ・資料 1－1－3：駿河台大学ホームページ 第 1 回目教職課程自己点検・評価報告書 P.4
- ・資料 1－1－4：令和 6（2024）年度「教職課程履修ガイド」P. I-6
- ・資料 1－1－5：駿河台大学ホームページ 駿大教育の指針・駿河台大学 3 つのポリシー
- ・資料 1－1－6：令和 6（2024）年度教職課程業務分担一覧 令和 6（2024）年

度第 1 回教職課程委員会資料 2

- ・資料 1－1－7：駿河台大学ホームページ 教職課程委員会とその取組
- ・資料 1－1－8：駿河台大学ホームページ 駿河台大学カリキュラム・ポリシー
(全学部)
- ・資料 1－1－9：令和 6（2024）年度シラバス作成要領（学部）
- ・資料 1－1－10：駿河台大学ホームページ 各科目シラバス
- ・資料 1－1－11：駿河台大学ホームページ 授業アンケート分析（2017 年度～
2023 年度）
- ・資料 1－1－12：駿河台大学ポータルサイト（ポタロウ）「駿大成長チャートで
見る駿大社会人基礎力」
- ・資料 1－1－13：教職課程履修カルテ（令和元（2019）年度改定版）

基準項目 1－2 教職課程に関する組織的工夫

- ① 教職課程認定基準を踏まえた教員を配置し、研究者教員と実務家教員及び事務職員との協働体制を構築している。
- ② 教職課程の運営に関して全学組織（教職課程センター等）と学部（学科）の教職課程担当者として適切な役割分担を図っている。
- ③ 教職課程教育を行う上での施設・設備が整備され、デジタル教科書を用いた教育指導に対応することも可能となっている。
- ④ 教職課程の質的向上のために、授業評価アンケートの活用を始め、FD（授業・カリキュラム改善、教育・学生支援体制の整備等）やSD（教職員の能力開発）の取り組みを展開している。
- ⑤ 教員養成の状況についての情報公表を行っている。
- ⑥ 全学組織（教職課程センター等）と学部（学科）教職課程とが連携し、教職課程の在り方により良い改善を図ることを目的とした自己点検・評価を行い、教職課程の在り方を見直すことが組織的に機能している。

〔現状〕

- ① 教職課程を担当する教員の配置及び事務職員との協働体制については、各学部とも文部科学省による「教職課程認定基準」に定められた必要専任教員数を充足し、教育研究業績を有する研究者教員と学校現場等での経験を持つ実務家教員

を配置している（資料 1－2－1）。なお、令和 6（2024）年度に、教育の基礎的理解に関する科目等を担当する専任教員について、同年度末に教授 1 名が定年を迎えるところ、所属学部及び法人の理解を得て、後任補充の前倒し人事として教授 1 名を採用している。また、事務組織として学務部教務課が教職課程関連事務を行っている（資料 1－2－2）。これらを通じて、教職課程認定基準を踏まえた教員を配置しているとともに、研究者教員と実務家教員及び事務職員との協働体制を構築していると評価できる。

② 教職課程運営に関する役割分担については、全学的に教職課程を実施する組織として、教職課程委員会を置き、教職課程委員会規程第 3 条に基づく委員で構成され、事務局として学務部教務課の教職課程担当職員 3 名が参加している（資料 1－2－3）。加えて、委員会を運営するために議案整理など、事前の打ち合わせを教職課程主任等と事務局ですり合わせるなど協力体制が構築されている。また、教職課程委員会による年次計画や分担により、各学部選出の教職課程委員を通じて、学部の教職課程担当者との連携・協力を担当するとともに、委員長である教職課程主任が全学教務委員会、FD 委員会の構成員となり、学士課程教育全般の運営に携わっている（資料 1－2－4、資料 1－2－5）。また、教育実習時は、各学部の年次必修演習担当教員が実習校訪問指導を行っている。これらのことから、適切な役割分担を図っていると評価できる。

③ 教職課程教育を行う上での施設・設備については、講義・演習教室の他、保健体育に係る各種体育施設を有している（資料 1－2－6）。また、メディアセンター蔵書として、教科社会関係 160,797 冊（うち地理歴史 22,404 冊、公民 138,393 冊）、教科保健体育関係 4,250 冊、教育の基礎的理解に関する科目等関係 4,987 冊を所蔵している（資料 1－2－7）。また、本年 5 月に開催された第 2 回教職課程委員会において教職関連図書の選定依頼を行う等、蔵書の充実に

も努めている。ICT環境は、PC教室5室及びPCゼミ室4室の他、光ファイバーを利用した高速インターネット接続及び無料Wi-Fi環境を整え、学生全員が、Microsoft Office365、Google Workspace等を利用できる（資料1－2－8）。これらのことから、必要な施設・設備を有していると評価できる。

④ 教職課程の質向上については、全学授業アンケートを各学期に実施し、その結果等を踏まえて、各教員が授業改善計画書を作成し、授業科目レベルにおけるPDCAサイクルに基づく改善に努めている（資料1－2－9、資料1－2－10）他、全学研修会（教育力）や教員相互の授業公開等を行っている。教職課程独自の取り組みとして、授業科目担当者による教職課程教科会の実施、外部研修会等の参加報告等を行っている。また、SDとして、学生支援、キャリア就職支援等を各回のテーマに全学研修会を実施している（資料1－2－11）。これらの取り組みを踏まえ、適切にはかっていると評価できる。

⑤ 本学における教職課程の情報公開については、本学ホームページにおいて、教育職員免許法施行規則第22条の6に基づき、実施しており、必要な情報を公開していると評価できる。（資料1－2－12）。なお、第1回目の自己点検・評価報告書（資料1－2－13）で課題として挙げた情報の古い項目についての更新も行っている。

⑥ 教職課程の組織的な自己点検評価については、令和3（2021）年度末に承認された「駿河台大学における教職課程の自己点検・評価 実施方針及び実施手順」（資料1－2－14）に基づき自己点検・評価を実施し、第1回となる報告書（資料1－2－13）を作成した。前述のとおり本学における自己点検・評価は2年に一度行うことと定めており、第1回目の自己点検・評価報告書で挙げた課題等について、改善や方向性の検討を行い、令和6（2024）年度に第2回目となる

本報告書を作成した。これらの取り組みを踏まえ、適切に自己点検評価を行っている」と評価できる。

〔優れた取組〕

環境整備については、低酸素トレーニング室を初めとする教科保健体育関係の施設設備の充実、学修に十分な図書の所蔵、ICT環境の整備が挙げられる。

教職課程の質向上については、コロナ禍により、令和2（2020）～令和4（2022）年度の3年間、教職課程科目を担当する専任・非常勤教員による教職課程教科会は双方向会議ツールで実施したが、令和5（2023）年度以降は対面開催で行い、近年の教職課程教育の動向や本学学生指導に関する意見交換をする等、興味関心を持って貰えるFDを開催できた。

教職課程の組織的な自己点検評価については、全学的に教職課程を実施する組織と学部教職課程のみならず、全学組織である内部質保証推進委員会の点検を経て、学長の承認を得ることで、学長、学部長等全学体制による組織的な取り組みとしている。

〔改善の方向性・課題〕

教職課程の質向上について、第1回目の自己点検・評価報告書に挙げた教職課程の質向上に関する課題であった地域の学校との情報交換会の実施について、市の教育委員会や校長会と協議を行い、令和7（2025）年3月に開催し意見交流を行った。7年ぶりの開催により、今後の協力体制の土台を構築することができたが、今後の進展に努めていきたい。

＜根拠となる資料・データ等＞

- ・資料1－2－1：駿河台大学ホームページ 教員養成に係る教員の数
- ・資料1－2－2：令和6（2024）年度教職課程業務分担一覧 令和6（2024）年度第1回教職課程委員会資料2＜資料1－1－6再掲＞

- ・ 資料 1－2－3：駿河台大学教職課程委員会規程 第 3 条
- ・ 資料 1－2－4：駿河台大学教務委員会規程 第 2 条
- ・ 資料 1－2－5：駿河台大学 F D 委員会規程 第 2 条
- ・ 資料 1－2－6：駿河台大学ホームページ スポーツ施設の紹介
- ・ 資料 1－2－7：令和 6（2024）年 5 月 1 日現在 教職課程蔵書所蔵数
- ・ 資料 1－2－8：駿河台大学メディアセンターホームページ ガイドライン・マ
ニュアル
- ・ 資料 1－2－9：駿河台大学ホームページ 授業アンケート分析（2017 年度～
2023 年度）＜資料 1－1－11 再掲＞
- ・ 資料 1－2－10：令和 5（2023）年度授業改善計画書 令和 5（2023）年度第 12
回 F D 委員会資料 1（※ 個別回答部分省略）
- ・ 資料 1－2－11：駿河台大学ホームページ 全学研修会の実施
- ・ 資料 1－2－12：駿河台大学ホームページ 教職課程運営
- ・ 資料 1－2－13：駿河台大学ホームページ 第 1 回目教職課程自己点検・評価報
告書 P.4＜資料 1－1－3 再掲＞
- ・ 資料 1－2－14：駿河台大学における教職課程の自己点検・評価 実施方針及び
実施手順

基準領域 2 学生の確保・育成・キャリア支援

基準項目 2-1 教職を担うべき適切な学生の確保・育成

- ① 当該教職課程で学ぶにふさわしい学生像を「入学者受け入れの方針」等を踏まえて、設定し、学生の募集や選考ないしガイダンス等を実施している。
- ② 「教育課程編成・実施の方針」等を踏まえて、教職を担うにふさわしい学生が教職課程の履修を開始・継続するための基準を設定している。
- ③ 「卒業認定・学位授与の方針」等を踏まえて、当該教職課程に即した適切な規模の履修学生を受け入れている。
- ④ 「履修カルテ」を活用する等、学生の適性或資質に応じた教職指導が行われている。

〔現状〕

① 教職課程ガイダンス等の実施について、各学年の年度当初に教職課程ガイダンスを学生の参加必須で開催し、教職課程の在り方、これからの学校教育に求められる教員像等について伝えている（資料 2-1-1）。新規登録希望者には、教職課程の意義や学ぶこと・教えること、手続等を中心に伝え、ガイダンスを受講させたうえで課程登録を行っている。2 年次には「介護等体験」の事前指導を行い、指導の内容とともに、心構えを伝えている（資料 2-1-2）。3 年次には、教育実習派遣に向けての資格及び心構えを伝え、派遣要件に適さない場合、教育実習派遣は行わない旨を伝えている（資料 2-1-3）。また、3・4 年次合同の「教育実習報告会」を行い、教育実習及び教職への意思確認を行う。4 年次には「教職課程ガイダンス」及び「教育実習直前指導」において、教職へ向けての最終的な意思確認と教育実習に向けての計画書づくり等を行い、教育実習終了後に「教育実習報告会」を行っている。これらの取り組みにより、教職課程ガイダンス等の実施について、適切に行われていると評価できる。

② 教職課程を開始・継続するための基準の設定については、教職課程の履修開始に際して、教職課程新規登録者ガイダンスを受講したうえで、教職課程登録を行わせている。なお、第 1 回目の自己点検・評価報告書（資料 2-1-4）で挙げた教

職課程の履修受け入れに関する課題に対して、教職課程登録時に教職を目指す志望動機を問う課題を課し、その適正に努めた。また、中学校免許取得希望者には、介護等体験の派遣要件（資料 2－1－5）を、教育実習希望者には、教育実習派遣要件（資料 2－1－6）を定め、教職を担うにふさわしい学生が教職課程を履修・継続していく仕組みとしているが、第 1 回目の自己点検・評価報告書で課題として挙げた要件の適切性の検証について、教職課程委員会で検討を行い、令和 7（2025）年度から改正後の要件により派遣を行うこととした。更に、実習の派遣に際して疑義が生じた場合には、教職課程主任等による個別の面談や実習担当教員による直前・直後の指導を別途設ける等の措置を講じている。教職課程を開始・継続するための基準の設定について、後述する課題について引き続き検討を続ける必要はあるものの、概ね適切に行われていると評価できる。

③ 教職課程の履修受け入れについては、学部・免許種別毎に定員を定めずに、教職課程新規登録者ガイダンスを受講したうえで、学生の意思により教職課程の履修を認めている。法学部では各年 10～20 名程度（入学定員の 10%未満）が、経済経営学部では 10 名程度（入学定員の 5%程度）であるのに対し、スポーツ科学部では、学位授与方針（6）として「学校等の教育現場でスポーツを企画・指導する能力を有している」と明示し、教員養成を柱の一つとしていることもあり、令和 5（2023）年度 110 名、令和 6（2024）年度 90 名と入学定員 200 名の半数程度が課程登録を行っている。

2 年次以降に関しては、教職課程の履修を継続していく中で教職課程の履修を辞退する学生もあり、令和 2（2020）年度入学者では法学部で課程登録者 14 名に対して免許状取得者 6 名、経済経営学部で 8 名に対して 2 名、スポーツ科学部で 140 名に対して 63 名であった（資料 2－1－7、資料 2－1－8）。

近年の教職課程履修受け入れの現状に際して、法学部では基準領域 3 で後述するように令和 6（2024）年度入学者からカリキュラム改革を行っている。また、教育

の基礎的理解に関する科目等について開講授業数を増やす等の取り組みを行っており、後述する課題について引き続き検討を続ける必要はあるものの、概ね適切に行われていると評価できる。

④ 学生の適性或資質に応じた教職指導については、第1回目の自己点検・評価報告書で記載した学年担当制（資料2-1-9）について、教職課程履修者数等の課題を踏まえ、教育の基礎的理解に関する科目等を担当する教員による指導に改め、社会科、保健体育科それぞれにおいて、授業内での指導案作りや模擬授業を通して個別の指導を行い、教職指導についても多様な学生の教育ニーズや学力水準に応じた指導を行うとともに、必要に応じて個別指導の機会を手厚く設けている。「履修カルテ」（資料2-1-10）は、「授業で学んだことや身についたこと」等、学生が自身の振り返り資料として用いており、授業としては、4年次の「教職実践演習」での使用が主となる。学生の適性或資質に応じた教職指導について、後述する課題について引き続き検討を続ける必要はあるものの、概ね適切に行われていると評価できる。

〔優れた取組〕

教職課程の履修受け入れについては、学生の希望に基づき本学の3ポリシー等に共感して受講をする学生の意思を尊重していることに加え、令和5（2023）年度入学者より、教職課程登録時に課題文を課すことで学生の希望と一定の抑制措置を両立させていることである。特にスポーツ科学部の入学者の多くが教職課程を履修していることは、学部のポリシーや目的に共感する学生が多いことを示している。また、経済経営学部では教職課程履修者数は少ないがリーダーシップを取れる積極的な学生も多く、学部において一定の評価をしている。

学生の適性或資質に応じた教職指導については、本学の建学の精神が「愛情教育」であり、特に対応が必要な学生に対しては個別指導の機会を手厚く設けている。

〔改善の方向性・課題〕

教職課程の登録に際しては、学部で登録者数に差があること、学年が進むにつれて教職課程を辞退する者が増えていることが課題であるが、法学部におけるカリキュラム改革、新規登録時に課題文を課すことで教職課程履修開始時のハードルを設ける等の措置を講じており、引き続き検討を重ねていく。

教職課程を開始・継続するための基準の設定について、教育実習及び介護等体験に関する派遣の見直しは行ったものの、要件の適切性の検討は継続して行う必要がある。また、多様な学生の教育ニーズや学力水準に応じた個別指導の在り方について、指導の対象者や指導方法について、教職課程委員会で検討を重ねている。

教職課程の履修受け入れについては、学部間で受け入れ人数・割合に差が生じており、スポーツ科学部では、開設後4年間は教職課程登録者が入学定員の5割を超えていたが、令和6（2024）年度は90名であり令和4（2022）年度を頂点に漸減傾向が見られる。多くの学生が学部の学位授与方針の趣旨に共感している証左であるが、反面、授業開設数や学生指導の面で課題が生じている。

学生の適性や資質に応じた教職指導については、学生の教育ニーズや学力水準は多様であり、今回の第2回教職課程自己点検・評価時においては、コロナ禍の令和2（2020）・令和3（2021）年度に入学した学生が実習を行ったこともあり、対面での学習、指導面で困難を来したことは否めないところであるが、個別指導の対象や内容等について、教職課程委員会での検討を継続している。

＜根拠となる資料・データ等＞

- ・資料2－1－1：令和6（2024）年度 教職課程履修ガイド PP. I-1～PP. I-8

＜資料1－1－4再掲＞

- ・資料2－1－2：介護等体験記録簿 令和3（2021）年第7版
- ・資料2－1－3：教育実践の研究（令和3（2021）年改訂版）

- ・資料 2－1－4：駿河台大学ホームページ 第 1 回目教職課程自己点検・評価報告書 P.12＜資料 1－1－3 再掲＞
- ・資料 2－1－5：令和 6（2024）年度 教職課程履修ガイド P.VI-2＜資料 1－1－4 再掲＞
- ・資料 2－1－6：令和 6（2024）年度 教職課程履修ガイド P.VII-1＜資料 1－1－4 再掲＞
- ・資料 2－1－7：駿河台大学ホームページ 令和 6（2024）年度教職課程登録者数一覧
- ・資料 2－1－8：駿河台大学ホームページ 令和 5（2023）年度教員免許状取得状況・教員就職状況
- ・資料 2－1－9：駿河台大学ホームページ 第 1 回目教職課程自己点検・評価報告書 P.11＜資料 1－1－3 再掲＞
- ・資料 2－1－10：教職課程履修カルテ（令和元（2019）年度改定版）＜資料 1－1－13 再掲＞

基準項目 2－2 教職へのキャリア支援

- ① 学生の教職に対する意欲や適性を把握している。
- ② 学生のニーズや適性の把握に基づいた適切なキャリア支援を組織的に行っている。
- ③ 教職に関する各種情報を適切に提供している。
- ④ 教員免許状取得件数、教員就職率を高める工夫をしている。
- ⑤ キャリア支援を充実させる観点から、教職に就いている卒業生や地域の多様な人材等との連携を図っている。

〔現状〕

- ① 学生の意欲や適性の把握について、大学全体レベルでは、「駿河台大学憲章」を定めており、『建学の精神である「愛情教育」は、「学生一人ひとりに対する愛情がなければ、真の教育はできない』』とうたっており（資料 2－2－1）、「ひとりひとりの多様な夢と個性を尊重」することとしている。また、教科及び教科の指導法

に関する科目では、授業内での指導案作りや模擬授業を通して個別の指導を行っている（資料 2－2－2）。教職課程全体では、教職課程委員会により、年度単位で分担等を定めるとともに、介護等体験や教育実習の派遣等に関する議題のなかで、学生個々の取り組みや課題を共有化し、指導の役割を分担したり、個別指導の必要性等についての検討や指導後の状況確認を行っている（資料 2－2－3）。これらの取り組みを通じて、学生の意欲や適性の把握について、適切に実施していると評価できる。

② 適切なキャリア支援の組織的实施については、大学全体レベルでは、学位授与方針にて 15 の能力要素による「駿大社会人基礎力」を設け、就業力の育成に全学的に取り組むとともに（資料 2－2－4）、キャリアセンターを中心に一元的に掌握されたキャリア教育の実施と就職支援との有機的連携を強化し、多面的な就職支援体制の構築を行っている（資料 2－2－5）。教職課程としては、授業における指導案作りや模擬授業に向けての個別指導の中で適性の把握に加え進路も含めた対応を行うとともに、ガイダンスや授業時に特別講師（ゲストスピーカー）として、本学卒業生の現役教員の話聞く機会も設けている。これらの取り組みを通じて、適切なキャリア支援の組織的实施について適切に実施していると評価できる。

③ 教職に就くための情報提供については、各種ガイダンスや授業を通じて行うとともに埼玉県教育委員会による説明会（資料 2－2－6）等に加え、キャリアセンター内に教職課程のコーナーを設け、教員採用情報等を案内しており、教職に就くための情報提供について適切に実施していると評価できる。

④ 教員採用率を高める工夫について、近年の卒業者における教員免許状取得者数は、資料（資料 2－2－7、資料 2－2－8）のとおり、社会科については横ばいであるが、保健体育については増加傾向にある。取り組みとしては、ガイダンスや

個別面談などの情報提供型、学校現場との交流や現職教員の研修会や研究会への参加、キャリアセンターによる模擬面接や添削といった経験・体験型に加えて、教員採用試験対策講座を開催（資料2-2-9）し、試験対策を行っている。この講座には令和5（2023）年度は91名が参加した。また、令和7（2025）年度より、学校管理職経験のある本学客員教授による試験対策講座を開催する予定であり、現場とのつながりの中で、教員採用率を高める場を設定することになっている。これらの取り組みを踏まえ、教員採用率を高める工夫を適切に実施していると評価できる。

⑤ 学外との多様な人材との連携については、非常勤講師として現場経験者を多く配置し、現場体験等を含めた授業を行うとともに、埼玉県教育委員会による説明会、地域との連携として学校ボランティア、授業の特別講師（ゲストスピーカー）として、卒業生で教職についている者を招き、教員の職務や体験等を身近に感じてもらう等の取り組みを行っており、適切に行っていると評価できる。

〔優れた取組〕

学生の意欲や適性の把握については、教職課程委員会における実習派遣前の確認・共有により、学生個々の状況を授業科目レベルのみに留めず、教職課程全体で確認・把握できている。

適切なキャリア支援の組織的实施については、大学全体として就業力の育成を掲げ、キャリアセンターにおける各種行事の実施や3年次生全員に対するキャリアセンター職員によるインテーク面談の実施が特筆される。

教員採用率を高める工夫については、教員採用試験対策講座への参加人数が増加傾向にあることが挙げられる。

〔改善の方向性・課題〕

学生の意欲や適性の把握については、教職課程登録者数の増加により、指導案作

りや模擬授業の実施について一人当たりの時間数が短くなること、令和 2（2020）、令和 3（2021）年度入学者では、コロナ禍によるオンライン授業の影響もあり、コロナ禍以前に比べ、学生の理解度や適性把握の面で課題があることが認識されており、前者については、開講授業数の増、後者については、個別指導等の増等により、対応を行っている。

<根拠となる資料・データ等>

- ・資料 2－2－1：駿河台大学ホームページ 駿河台大学憲章
- ・資料 2－2－2：駿河台大学ホームページ 各科目シラバス<資料 1－1－10 再掲>
- ・資料 2－2－3：令和 6（2024）年度教職課程業務分担一覧 令和 6（2024）年度第 1 回教職課程委員会資料 2 <資料 1－1－6 再掲>
- ・資料 2－2－4：駿河台大学ホームページ 駿大教育の指針・駿河台大学 3 つのポリシー<資料 1－1－5 再掲>
- ・資料 2－2－5：駿河台大学ホームページ 駿河台大学第 11 回自己点検・評価報告書 2023（令和 5）年度 PP. 69～PP. 70
- ・資料 2－2－6：埼玉県教員採用説明会（令和 6 年度春期）の実施について（通知）
- ・資料 2－2－7：駿河台大学ホームページ 令和 6（2024）年度教職課程登録者数一覧<資料 2－1－7 再掲>
- ・資料 2－2－8：駿河台大学ホームページ 令和 5（2023）年度教員免許状取得状況・教員就職状況<資料 2－1－8 再掲>
- ・資料 2－2－9：令和 5（2023）年度教員採用試験対策講座要項

基準領域 3 適切な教職課程カリキュラム

基準項目 3-1 教職課程カリキュラムの編成・実施

- ① 建学の精神を具現する特色ある教職課程カリキュラムを編成・実施している。
- ② 学科等の目的を踏まえ、教職課程科目相互とそれ以外の学科科目等との系統性の確保を図りながら、コアカリキュラムに対応する教職課程カリキュラムを編成している。
- ③ 教員育成指標を踏まえる等、今日の学校教育に対応する内容上の工夫がなされている。
- ④ ICT機器を活用し、情報活用能力を育てる教育への対応が充分可能となるように、「情報通信技術を活用した教育の理論方法に関する科目」や教科指導法科目等を中心に適切な指導が行われている。
- ⑤ アクティブ・ラーニング（「主体的・対話的で深い学び」）やグループワークを促す工夫により、課題発見や課題解決等の力量を育成している。
- ⑥ 教職課程シラバスにおいて、各科目の学修内容や評価方法等を学生に明確に示している。
- ⑦ 教育実習を行う上で必要な履修要件を設定し、教育実習を実りあるものとするよう指導を行っている。
- ⑧ 「履修カルテ」等を用いて、学生の学修状況に応じたきめ細かな教職指導を行い、「教職実践演習」の指導にこの蓄積を活かしている。

〔現状〕

① 建学の精神を具現する特色ある教職課程カリキュラムの編成・実施について、本学の建学の理念である「愛情教育」（資料 3-1-1）及び本学学則第 1 条に定める大学の目的（資料 3-1-2）を実現すべく、1 年次からの全在学期間にわたる FA（ファカルティ・アドバイザー）担当制、1 年次からのゼミナール形式による基礎教育、1 年次からのキャリア教育、地域活動・インターンシップなどのアウトキャンパス・スタディ、年次に応じた専門教育など、特色を持った教育が行われている。

法学部では、人材育成の理念を踏まえ、主として社会科学系の諸学問に興味・関心をもって選択的に履修できる幅広い教育機会を保障しており、教職課程のカリキュラムを履修することによって、習得した知識を教科教育において活かせる教員を養成することができるようにしている（資料 3-1-3）。さらに令和 6（2024）

年度以降入学者適用カリキュラムとして、大学が独自に設定する科目として、「教科内容指導論（歴史）」等の科目を新設（資料 3－1－4）し、特色あるカリキュラム編成を行うこととしている。

経済経営学部では、履修モデル「1. 経済と社会コースモデル③教職課程」として、学部カリキュラムのうち、教職課程として必要な科目、関連する科目について明示し（資料 3－1－4）、学士（経済学）としての教職課程教育を行っている。

スポーツ科学部では、学位授与方針の（6）に「学校等の教育現場でスポーツを企画・指導する能力を有している」として掲げるとともに（資料 3－1－5）、履修モデル「1. スポーツと教育コースのモデルプラン」として、教職課程科目、関連する科目について明示し（資料 3－1－6）、学士（スポーツ科学）として学部の 3 ポリシーを踏まえた教職課程教育を行っている。これらの取り組みを通じて、いずれの学部とも特色ある教職課程カリキュラムを編成していると評価できる。なお、実施については、令和 6（2024）年度改正カリキュラムにおける主な改正点が 2 年次以降であることを踏まえて、今後も取り組んでいく所存である。

② 教職課程カリキュラムの編成については、教職課程科目と以外の学部科目との系統性の確保を図っており、文部科学省の「教職課程認定基準」の学科相当性を担保している。また、教育の基礎的理解に関する科目等は、全学部共通カリキュラムであり、教職課程科目相互の系統性の確保についても図られている（資料 3－1－7）。コアカリキュラムへの対応については、令和 2（2020）年度に開設したスポーツ科学部の教職課程設置認可申請において課程認定を受けており適切なものであると評価できる。

中学校一種免許状を取得するためのカリキュラムについて、教科及び教科の指導法に関する科目は、教育職員免許法施行規則では 28 単位であるが、令和 6（2024）年度入学者からカリキュラム改正を行い、改正後のカリキュラムでは、第 1 回目の自己点検・評価報告書における課題を踏まえ（資料 3－1－8）、法学部・社会で

34 単位、経済経営学部・社会で 34 単位に改めた。なお、スポーツ科学部・保健体育の課程では 42 単位の修得を要している。同様に高等学校一種免許状については、教育職員免許法施行規則では 24 単位のところ、法学部・地理歴史で 24 単位、法学部・公民で 24 単位、経済経営学部・公民で 24 単位、スポーツ科学部・保健体育で 40 単位の修得を要している。教科の指導法に関する科目の一部が選択必修である以外は必修科目であり、スポーツ科学部では施行規則より多く履修させる編成である。

なお、法学部では、今回のカリキュラム改正により、大学が独自に設定する科目について、「教科内容指導論（歴史）」等免許種別に応じた必修科目を設定した。

また、学科科目等との系統性の確保については、①で記載のとおり、履修モデル等による明示・可視化を行っている。教科及び教科の指導法に関する科目等についてもこれらの取り組みを通して、概ね適切な編成が行われていると評価できる。

③ 今日の学校教育に対応する内容上の工夫については、編成面では、学校現場の状況を踏まえ、「生徒指導」「進路指導」を別科目として設置し、学生の質的向上を目指している（資料 3-1-9）。実施面では、授業科目「生徒指導」で「生徒指導の現代的課題」として 5 回分を（資料 3-1-8）、「教職論」で「チーム学校」として 3 回分を充てる（資料 3-1-10）等取り組んでおり、内容上の工夫をはかっていると評価できる。

④ 情報活用能力を育てる教育への対応については、授業科目レベルとして、令和 4（2022）年度入学者から「教育の方法と技術（情報通信技術の活用含む）」として教育の方法及び技術と情報通信技術を活用した教育の理論及び方法の融合科目を設けている（資料 3-1-11）。また、教科指導法についても、「保健体育科教育法Ⅰ・Ⅱ」において、情報機器の活用に関する回を設けており（資料 3-1-12、資料 3-1-13）、対応をはかっていると評価できる。

⑤ アクティブ・ラーニング等による課題発見や課題解決の力量育成については、まず、駿大社会人基礎力の能力要素として、⑬課題発見力、⑮問題解決力を設け、各科目のシラバスに到達目標となる駿大社会人基礎力を明示し、実施している。また、学士課程においてはシラバス単位で 70%以上の授業科目でアクティブ・ラーニング要素を導入している（資料 3－1－14、資料 3－1－15）。教職課程科目においては、令和 5（2023）年度の授業アンケートにおける「身についた駿大社会人基礎力」の設問において、教職課程科目では、15 の能力要素のうち、⑬課題発見力を選択した者の割合が最も高い結果となった（資料 3－1－16）。また、主体的・対話的で深い学びを実現すべく、プレゼンテーション、ディスカッション、実習、模擬授業、ロールプレイ等授業形態や目標に応じた手法によるアクティブ・ラーニングを導入し、グループワークについては、「社会科・地歴科教育法Ⅱ」「社会科・公民科教育法Ⅱ」「特別活動の指導」等の科目で取り入れている（資料 3－1－17、資料 3－1－18、資料 3－1－19）。これらの取り組み等を通じて、適切にはかられていると評価できる。

⑥ 教職課程シラバスにおける明示について、本学の学士課程科目は統一項目として到達目標、卒業認定・学位授与方針との関連、成績評価方法等 14 項目を明示しているとともに（資料 3－1－14、資料 3－1－15）、教職課程委員会によるシラバス第三者チェックも行っており、適切に実施していると評価できる。

⑦ 教育実習を行う上で必要な履修要件及び指導については、2-1-②で詳述したように、中学校免許取得希望者には、介護等体験の派遣要件を（資料 3－1－20）、教育実習希望者には、教育実習派遣要件を（資料 3－1－21）を定めるとともに、第 1 回目の自己点検・評価報告書で課題として挙げた要件の適切性の検証について、教職課程委員会で検討を行い、令和 7（2025）年度から改正後の要件により派遣を

行うこととした。また、事前・事後の指導として、講義の他、講演、授業の観察、模擬授業、学生の発表と討論等、多様な方法を用いている（資料 3－1－22）。なお、実習の派遣に疑義が生じた場合には、教職課程主任等による個別の面談や実習担当教員による直前・直後の指導を別途設ける等の措置を講じている。これらの取り組みにより、要件の設定及び指導ともに概ね適切に実施していると評価できる。

⑧ 学生の学修状況に応じたきめ細かな教職指導の実施については、前述の各年次ガイダンスや実習の事前・事後の指導、また、必要に応じて、集団又は個別による指導を重ねており、学生一人ひとりに手厚く準備している。4年次の「教職実践演習」では、「履修カルテ」等を用いて、これまでの教職課程の履修を振り返り、教員になるに当たっての自己の課題を確認させるとともに、これまでの教職課程履修や実習校からのフィードバックを基にして、不足している資質や能力を見極め、それを補えるような指導を行っている（資料 3－1－23、資料 3－1－24）。これらの取り組みを踏まえ、学生の学修状況に応じたきめ細かな教職指導の実施について、概ね適切に実施していると評価できる。

〔優れた取組〕

アクティブ・ラーニングやグループワークによる課題発見や課題解決の力量育成については、本学全体の取り組みとして、駿大社会人基礎力の能力要素として、⑬課題発見力、⑮問題解決力を設け、学位授与方針にて掲げ、実施しており、教職課程科目においては、身についた駿大社会人基礎力として、15 の能力要素のうち⑬課題発見力を選択した回答の割合が最も高かったこと、授業形態や目標に応じた様々な手法を取り入れていることが挙げられる。

教職課程シラバスにおける明示については、学士課程科目共通フォームにより、到達目標として、この授業を履修し、学習目的を達成できた結果、どのような知識や能力を習得でき、「何ができるようになる」のか、受講することで本学が定める

駿大社会人基礎力のうち、どのような力を伸ばすのか、また、具体的な成績評価基準等を明示している。

〔改善の方向性・課題〕

第1回目の自己点検・評価報告書において、各学部の教科及び教科の指導法に関する科目について、中学校免許及びスポーツ科学部の高等学校免許においては、教育職員免許法施行規則よりも多い単位数の修得を必要としている。このことにより、必要な内容をより詳細に身につけることができるとともに大学が独自に設定する科目の単位数としても参入できる反面、必修もしくは選択必修科目であることから、時間割編成時の科目重複や学生の負担の面等の課題があることをあげたが、法学部及び経済経営学部の中学校免許については、令和6（2024）年度改正カリキュラムにより、必要単位数の軽減をはかることができたが、主な改正内容は2年次以降の配当科目であり、実施については、今後の推移を検証する必要がある。

教育実習を行う上で必要な履修要件及び指導については、令和7（2025）年度から介護等体験及び教育実習派遣要件の見直しを行ったが、その結果については今後の検証を要するとともに、外部機関への派遣に当たり、最低限の線に学生を引き上げるため、粘り強い集団・個別指導を行う必要がある学生への個別指導の在り方や方法について、引き続き議論を重ねていきたい。

<根拠となる資料・データ等>

- ・資料3-1-1：駿河台大学ホームページ 駿河台大学憲章<資料2-2-1再掲>
- ・資料3-1-2：駿河台大学ホームページ 駿河台大学学則 第1条
- ・資料3-1-3：駿河台大学ホームページ 大学としての教員養成に対する理念及び教職課程の設置について<資料1-1-2再掲>
- ・資料3-1-4：令和6（2024）年度経済経営学部履修ガイド P.59

- ・資料 3－1－5：駿河台大学ホームページ スポーツ科学部ディプロマ・ポリシー
二 (6)
- ・資料 3－1－6：令和 6（2024）年度スポーツ科学部履修ガイド P.59
- ・資料 3－1－7：駿河台大学ホームページ 教員養成に係る授業科目
- ・資料 3－1－8：駿河台大学ホームページ 第 1 回目教職課程自己点検・評価報告書 P.20＜資料 1－1－3 再掲＞
- ・資料 3－1－9：駿河台大学ホームページ 令和 6（2024）年度「生徒指導」シラバス
- ・資料 3－1－10：駿河台大学ホームページ 令和 6（2024）年度「教職論」シラバス
- ・資料 3－1－11：駿河台大学ホームページ 令和 6（2024）年度「教育の方法と技術（情報通信技術の活用含む）」シラバス
- ・資料 3－1－12：駿河台大学ホームページ 令和 6（2024）年度「保健体育科教育法Ⅰ」シラバス
- ・資料 3－1－13：駿河台大学ホームページ 令和 6（2024）年度「保健体育科教育法Ⅱ」シラバス
- ・資料 3－1－14：令和 6（2024）年度シラバス作成要領（学部）＜資料 1－1－9 再掲＞
- ・資料 3－1－15：駿河台大学ホームページ 各科目シラバス＜資料 1－1－10 再掲＞
- ・資料 3－1－16：駿河台大学ホームページ 授業アンケート集計・分析 令和 5（2023）年度（学部） P.34
- ・資料 3－1－17：駿河台大学ホームページ 令和 6（2024）年度「社会科・地歴科教育法Ⅱ」シラバス
- ・資料 3－1－18：駿河台大学ホームページ 令和 6（2024）年度「社会科・公民科教育法Ⅱ」シラバス

- ・資料 3－1－19：駿河台大学ホームページ 令和 6（2024）年度「特別活動の指導」シラバス
- ・資料 3－1－20：令和 6（2024）年度 教職課程履修ガイド P. VI-2＜資料 2－1－5 再掲＞
- ・資料 3－1－21：令和 6（2024）年度 教職課程履修ガイド P. VII-1＜資料 2－1－6 再掲＞
- ・資料 3－1－22：駿河台大学ホームページ 令和 6（2024）年度「教育実習 I」シラバス
- ・資料 3－1－23：教職課程履修カルテ（令和元（2019）年度改定版）＜資料 1－1－13 再掲＞
- ・資料 3－1－24：駿河台大学ホームページ 令和 6（2023）年度「教職実践演習」シラバス

基準項目 3－2 実践的指導力育成と地域との連携

- ① 取得する教員免許状の特性に応じた実践的指導力を育成する機会を設定している。
- ② 様々な体験活動（介護等体験、ボランティア、インターンシップ等）とその振り返りの機会を設けている。
- ③ 地域の子どもの実態や学校における教育実践の最新の事情について学生が理解する機会を設けている。
- ④ 大学ないし教職課程センター等と教育委員会等との組織的な連携協力体制の構築を図っている。
- ⑤ 教職課程センター等と教育実習協力校とが教育実習や様々な体験活動の充実を図るために連携を図っている。

〔現状〕

- ① 教員免許状の特性に応じた実践的指導力を育成する機会については、「教育実習 I」等をはじめ、授業の観察、模擬授業、学生の発表と討論等、多様な方法による授業を行うとともに、各教科の指導法科目では、各教科の特性に応じた教科教育に

より、実践的指導力を育成する機会を設定しており（資料 3－2－1、資料 3－2－2）、概ね適切に実施していると評価できる。

② 様々な体験活動とその振り返りの機会については、中学校免許状取得希望者に対する介護等体験（資料 3－2－3）や学校体験活動（3 年次教育実習）（資料 3－2－4）により、現場を体験するとともに、事後指導により活動を振り返る機会を設けている。また、令和 6（2024）年度は、鶴ヶ島市「鶴っ子サマースクール（学習支援）」ボランティア、本学の所在地であり学校ボランティアに関する覚書を交換している飯能市からの市内小中学校のボランティア等を募集し、学生が参加して（資料 3－2－5、資料 3－2－6）おり、適切に実施していると評価できる。

③ 教育実践の最新の事情についての学びの機会については、前述のとおり、卒業生の現役教員を特別講師として招いたり、学校支援ボランティア等の機会を設けている（資料 3－2－6）ことから、概ね適切に設定していると評価できる。

④ 大学と教育委員会等との組織的な連携協力体制の構築については、飯能市教育委員会との連携により、飯能市内の小中学校のボランティアに学生を派遣している（資料 3－2－6）。また、地域連携・交流等として、教職課程委員 1 名が飯能市内の社会教育委員として地域教育に参画したり、埼玉県教育委員会の教員採用説明会を本学で開催（資料 3－2－7）しており、概ね適切に実施していると評価できる。

⑤ 教育実習校との連携については、全ての実習校に対して、各学部の年次必修演習担当教員が、実習校訪問指導を行い、実習生の様子や態度、教育実習校からの所見等をまとめて、教職課程委員会に報告書を提出する（資料 3－2－8）。さらに教育実習の充実のために教育実習記録簿に実習校からの所見等も記載していただ

き（資料 3－2－9）、これらにより、実践的指導力や生徒の理解等を把握し教職指導に活かしている。また、多くの実習生や課題のある実習生を依頼する教育実習協力校に対しては、事前の訪問を行い、協力体制の構築を進めるようにしている。これらの取り組みを通して、適切に実施していると評価できる。

〔優れた取組〕

様々な体験活動とその振り返りの機会については、介護等体験や学校体験活動を通して、様々な体験及び事前・事後指導の機会を設けていること、学校支援ボランティア等の機会を学生に提供していることが挙げられる。

教育実習校との連携については、全ての実習校に対して、必修演習担当教員もしくは教職課程委員が訪問指導を行い、学生の実習の様子を確認するとともに、教育実習校の教員からも聞き取りと合わせて、報告書にまとめて教職課程委員会に提出している。これは大きな労力・負担や費用を伴うものであるが、大学・学部の理解のもと、学部の指導教員と教職課程との連携、教育実習校と本学との連携、教育実習生の指導の諸点から大切なことと考えている。

〔改善の方向性・課題〕

教育委員会等との組織的な連携協力体制の構築については、第 1 回目の自己点検・評価報告書に挙げた教職課程の質向上に関する課題であった地域の学校との情報交換会の実施について、市の教育委員会や校長会と協議を行い、令和 7（2025）年 3 月に開催し意見交流を行った。7 年ぶりの開催により、今後の協力体制の土台を構築することができたが、今後の進展に努めていきたい。

＜根拠となる資料・データ等＞

- ・資料 3－2－1：駿河台大学ホームページ 令和 6（2024）年度各教科の指導法
シラバス
- ・資料 3－2－2：駿河台大学ホームページ 令和 6（2024）年度「教育実習Ⅰ」

シラバス＜資料3－1－22 再掲＞

- ・資料3－2－3：令和6（2024）年度教職課程履修ガイド p. VI-1～3＜資料1－1－4 再掲＞
- ・資料3－2－4：令和6（2024）年度教職課程履修ガイド p. VII-2～4＜資料1－1－4 再掲＞
- ・資料3－2－5：令和6（2024）年度「鶴っ子サマースクール」募集案内
- ・資料3－2－6：学校ボランティアに関する覚書（飯能市）
- ・資料3－2－7：教員採用説明会（令和6年度春期）実施案内・申込書（埼玉県教育局）
- ・資料3－2－8：教育実習訪問指導報告書
- ・資料3－2－9：教育実習記録簿

Ⅲ．総合評価（全体を通じた自己評価）

法学部では、本学全体の教職課程設置の理念や学部の教員養成の目標に従って、目指す教員像を示したうえで、カリキュラムについて検討を重ね、令和6（2024）年度改正カリキュラムから教科及び指導法に関する科目の必要単位数を軽減したり、大学が独自に設定する科目に免許種別に応じた必修科目を設定する等の見直しを行っている。

経済経営学部では、教職課程を履修する学生数は多くはないものの学部内においてリーダーシップを取れる積極的な学生も多く、学部において一定の評価をしている。

スポーツ科学部では、学位授与方針の（6）に「学校等の教育現場でスポーツを企画・指導する能力を有している」と明示し、教員養成を柱の一つとしており、教職課程登録者が入学定員の5割を超え、多くの学生が学部の目的等に共感している証左であるが、反面、授業開設数や学生指導の面で課題が生じているものの、新規登録時の課題設定等により、登録者数は減少傾向にあり、授業開設数を増やすことで1授業当たりの人数を減らす試みも行っている。

全体では、基準領域1に関して、建学の精神や大学の目的を受けて設定された教育課程編成・実施の方針に基づき、大学全体及び各学部の養成すべき教員像を設定するとともに、全学的に教職課程を実施する組織である教職課程委員会を設置し、教職課程教育の計画的実施を行っており、適切に実施していると評価できる。

基準領域2に関して、教職課程を履修する学生の確保・育成及びキャリア支援について、特に個別指導が充実していること、キャリアセンターを中心としたキャリア支援が充実していると評価できる。また、学部で登録者数に差があること、学年が進むにつれて教職課程を辞退する者が増えていくことや、学生の適性や資質に応じた教職指導について、個別指導の対象となる学生も増えていることが課題として挙げられるが、第1回目の自己点検・評価報告書で挙げた課題に対

しての取り組みを行い、新規登録時の課題を設定することや開講授業数を増加することで1授業当たりの受講者数を減らすようにしたりする改善を行うとともに、個別指導の対象や内容等についての検討を継続して行っている。

基準領域3に関して、アクティブ・ラーニングやグループワークによる課題発見や課題解決の力量育成や学士課程統一項目によるシラバスをはじめとして、概ね適切に実施していると評価できる。なお、令和6（2024）年度からカリキュラム改正を行ったところであるが、主な改正内容は2年次以降の配当科目であり、実施については、今後の推移を検証する必要がある。

Ⅱ章を中心に述べたように、本学は教職課程委員会を中心に学部と連携して、教職課程の質の保証や改善に取り組んできた。今回の自己点検・評価を基にして、更なる改善への検証・検討を行うこととしたい。

Ⅳ 「教職課程自己点検・評価報告書」作成プロセス

本報告書の作成に当たっては、以下の手順にて行った。

令和6年6月20日：第3回教職課程委員会において、第2回「駿河台大学における教職課程の自己点検・評価 実施方針及び実施手順（案）」及び教職課程自己点検評価作業部会メンバーの確定。

令和6年6月24日～令和7年2月12日：作業部会を5回実施。

令和6年10月24日：第3回内部質保証推進委員会において、本学として上記案の承認。

令和6年12月5日：第7回教職課程委員会において、報告書案の提示。

令和6年12月19日：第4回内部質保証推進委員会において、報告書案の提示。

令和7年3月4日：第10回教職課程委員会において、報告書案の確定。

令和7年3月7日：第5回内部質保証推進委員会において、報告書案の承認。